

広島県リスクリング推進宣言制度実施要領

1 趣旨

この要領は、広島県リスクリング推進宣言制度（以下「宣言制度」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

従業員のリスクリングに取り組む企業等が、リスクリングの重要性や支援等の方向性を明確化し、取り組む姿勢を宣言書として内外に公表するとともに、県としても当該企業等の取組内容を広く紹介することなどにより、企業等におけるリスクリングの推進と社会的機運の醸成を図る。

3 募集方法等

(1) 募集対象

広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有する法人及び協同組合等（従業員のリスクリングに取り組む団体であれば、法人格等に関係なく幅広く対象とする。）

なお、広島県外本社企業については、事業所（支店、営業所等）単位での登録も可能である。ただし、原則、広島県内の事業所であることとする。

(2) 募集内容

従業員のリスクリングに取り組む企業・事業所等の代表者自身の推進宣言

(3) 募集方法

宣言書（様式1号）を企業等のホームページ、SNS又は代表者個人のSNS等に掲載したうえで、申請書（様式2号）を県に提出、申請書（様式2号）の記載事項をメールに記載し県に提出、または、広島県電子申請システムにより県に申請を行う。

4 県による公表等

(1) 県は、宣言書を県に提出した企業等（以下「応募企業等」という。）の宣言する取組内容を確認し、基準に適合すると認められるときは、当該応募企業等を県ホームページにて公表する（県ホームページにて公表された企業を以下「宣言企業等」という。）。

(2) 基準は次のとおり

ア 宣言する取組内容が、従業員のリスクリングを推進するものと認められること。

イ 応募企業等のホームページ、SNS又は代表者個人のSNS等に宣言書を掲載していること。

5 宣言の効果等

- (1) 宣言企業等は、リスクリングロゴをホームページや企業案内、名刺等に使用することができる。
- (2) 県は、宣言企業等に対し、情報提供や助言その他リスクリング推進のための支援に努めるものとする。

6 取組状況の確認

県は、必要に応じて、宣言企業等の取組状況について調査、確認することができる。

7 宣言の変更

- (1) 宣言書及び申請書の登録内容に変更がある場合、宣言企業等は変更申請書（様式3号）を県に提出、または、申請書（様式3号）の記載事項をメールに記載し県に提出する。
- (2) 県は「4 県による公表等」と同様、取組内容を確認し、基準に適合すると認められるときは、県ホームページの公表内容を変更する。

8 宣言の取下等

- (1) 宣言企業等が宣言を取り下げる場合は、取下申請書（様式4号）を県に提出、または、申請書（様式4号）の記載事項をメールに記載し県に提出することとし、その場合、県は、県ホームページへの掲載を削除する。
- (2) その他、宣言企業等として県ホームページに掲載することが適当でなくなったと県が判断したときは、掲載を取り消すことができる。

9 その他

宣言制度に関する事項は、人的資本経営促進課が担当する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月26日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1号)



広島県リスクリング推進宣言

リスクリング推進宣言書

〇〇株式会社

当社は、従業員のリスクリングを推進することを宣言し、
下記事項に取り組めます。

取組内容

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

20〇〇年〇月〇日
〇〇株式会社
代表取締役〇〇

変更申請書

リスクリング推進宣言等に変更があったので、次のとおり申請します。

法人概要(※ホームページ等へ掲載します。)

1	企業等の名称	
2	業種(主な業種1つに○をつけてください)	1 農業、林業 2 漁業 3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業 5 製造業 6 電気・ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 卸売業、小売業 10 金融業、保険業 11 不動産業、物品賃貸業 12 学術研究、専門・技術サービス業 13 宿泊業、飲食サービス業 14 生活関連サービス業、娯楽業 15 教育、学習支援業 16 医療、福祉 17 複合サービス事業 18 サービス業(他に分類されないもの) 19 分類不能の産業
3	地域(市町名)	
4	宣言書掲載 URL	

担当者(ホームページには掲載されません)

氏名	
所属・職名	
電話番号	
メールアドレス	

※担当者が変わりましたら下記の申請先にご連絡ください。

【申請方法】

下記アドレスにメールしてください(本様式を添付してメールするほか、本様式の記載事項をメール本文に記載して送付しても構いません。)

- ・宛先 syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
- ・件名 【変更】リスクリング推進宣言
- ・担当 広島県 商工労働局 人的資本経営促進課 リスクリング推進グループ

取下申請書

リスクリング推進宣言を取り下げたいので、次のとおり申請します。

企業等の名称	
--------	--

担当者

氏名	
所属・職名	
電話番号	
メールアドレス	

【申請方法】

下記アドレスにメールしてください（本様式を添付してメールするほか、本様式の記載事項をメール本文に記載して送付しても構いません。）。

- ・宛先 syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
- ・件名 【取下】リスクリング推進宣言
- ・担当 広島県 商工労働局 人的資本経営促進課 リスクリング推進グループ